

養子になった皇子たち：王朝物語の背景

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2004-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 倉田, 実 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1366

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



養子になつた皇子たち

——王朝物語の背景——

倉田実

はじめに

平安時代の院政期までに限つてみると、賜姓された者を除き次のような皇子たちの養子縁組が判明する。『栄花物語』（新全集に拠る）でその旨が語られている場合には、下段にその該当箇所を示した。

- | | | | |
|---------|-----------|--------|------------|
| 養親 | 養子 | 関係 | |
| | (実父・実母) | | (栄花物語の巻・頁) |
| ① 醍醐帝 | — 雅明親王 | 兄と弟 | |
| | (宇多法皇・褒子) | | |
| ② 醍醐帝 | — 行明親王 | 兄と弟 | |
| | (宇多法皇・褒子) | | |
| ③ 昌子内親王 | — 永平親王 | 父方いとこ | (卷一・七九頁) |
| | (村上帝・芳子) | | |
| ④ 彰子 | — 敦康親王 | 継母と継子 | (卷八・三六五頁) |
| | (一条帝・定子) | | |
| ⑤ 冷泉院 | — 昭登親王 | 父方祖父と孫 | (卷八・三七六頁) |
| | (花山法皇・中務) | | |

養子になつた皇子たち

- ⑥ 冷泉院 — 清仁親王 (花山法皇・中務女) 父方祖父と孫 (卷八・三七六頁)
- ⑦ 三条院 — 敦貞親王 (小一条院・顕光女) 父方祖父と孫
- ⑧ 三条院 — 敦昌親王 (小一条院・顕光女) 父方祖父と孫
- ⑨ 三条院 — 敦元親王 (小一条院・寛子) 父方祖父と孫
- ⑩ 三条院 — 敦賢親王 (小一条院・頼宗女) 父方祖父と孫
- ⑪ 小一条院 — 師明親王 (三条院・城子) 兄と弟 (卷一四・一六七頁)

右の事例の他に、宇多帝は、尚侍となった藤原長良女淑子を養母にしていたらしいが、それは定省王もしくは源定省の頃であり、皇子の身分ではなかった。淑子は、定省が即位した仁和三(八八七)年の十一月二十一日に、『日本紀略』に拠ると破格の従一位に叙されており、これは母としての待遇を意味していよう。定省は親王宣下された翌日の八月二十六日に立太子され、同日に踐祚しているのです。ほんの一日だけ皇子の身分で出養していたと言えよう。また、宇多帝の敦慶親王は、『河海抄』「桐壺」巻に拠れば、褒子を養母としていたようだが、他書で確認はできない。この二人については、指摘だけに留めたい。

先の十一人のうち、『栄花物語』にしか認められないのは、③永平親王と⑪師明親王の二人の場合であり、その真偽は不明である。その他の場合は、『本朝皇胤紹運録』『公卿補任』『日本紀略』などに示されており、事実と認定できるし、『平安時代史事典』などでもその旨の記述がある。この小稿では、これらの事例の実際を改めて整理していくことにしたいが、その意図を簡単に記しておきたい。

皇子たちの養子縁組の実際を確認することは、平安時代の物語の背景を探る一環になる。具体的には、『狭衣物語』において、卷二で、嵯峨院と皇太后宮との皇子として公表され出生した密通による子若宮は、実の父となる狭衣の養子となっ

ている。この場合は臣籍降下になるので、本稿検討外の事例になるが、巻四になり二世源氏であった狭衣が即位するに及んで、皇籍に復帰して皇子になっている。これで出養した皇子の境遇になる。狭衣自身も、イトコの後一条帝の養子になって即位している。これは、狭衣が親王宣下されたうえで、皇子として後一条帝の養子になり、皇位継承したことになる。境遇的には宇多帝と似ているわけだが、ともかく、養子になった皇子の場合になるわけである。若宮のあり方や狭衣即位を考えるに際して、養子になった皇子たちの背景を探っておく必要があるのである。

この狭衣即位にあたっての養子縁組に対して、新全集頭注では、次のように指摘している。

いったん自分の養子にしてから帝にするのである。帝位とは関係ないが、王子の処遇をよくするために孫王を祖父帝の養子にすることはしばしば行なわれた（陽成皇子を清和帝子に、花山皇子を冷泉帝子に、小一条院皇子を三条院子に、などに）。

（巻四・三四四頁の注三）

右の理解は、やや曖昧である。「王子」「孫王」ではなく、正しくは「皇子」であり、果たして「処遇をよくするために」だけなのかどうかは問題である。また、「陽成皇子」が清和帝の養子になった事例は、よく分からない。さらに、狭衣は、孫王の身分ではなく二世源氏であり、即位に際して一旦親王宣下されたのだと思われ、物語の理解としてはやはり曖昧である。今一度、養子になった皇子たちの事例を洗い直してみる必要があるのである。

なお、③永平親王と④敦康親王の場合は別稿を用意したので、ここでの言及は割愛したい。また、枚数の関係で本稿での検討は、宇多法皇と花山法皇の皇子たちだけになることをお断りしておきたい。以下、先の四事例の整理に移りたい。

一 法皇の皇子たち―雅明親王と行明親王―

平安時代で最初に認められる出養した皇子は、雅明親王と行明親王の同母兄弟になり、この理由は諸書に示されている。

『本朝皇胤紹運録』には、次のようにある。

雅明親王——无品。実寬平御子。依御出家後為延木御子。母從二位褒子。時平公女。京極御息所是也。

行明親王——四品上総大守。実宇多子。母同雅明。

褒子を母とする雅明親王は、寬平の宇多帝が法皇となつてから出生したので、延喜の醍醐帝の御子とされたとしており、『日本紀略』延喜二十一（九二二）年十二月十七日条にも「以第十皇子雅明為親王。実者法皇御出家之後所生皇子也。為今上御子」とある。親王は、『貞信公記』延喜二十年四月十三日条に「京極産「西剋」とあるので、とにかく二歳で出養して醍醐帝の第十皇子になつたのは間違いない。宇多帝の皇子たちは、母によつて名前の通字を変えており、胤子腹は「敦」、橘義子腹は「齊」、そして、褒子腹は「明」になるが、醍醐帝所生のすべての男子はこの「明」になっている。このことからすれば、出生以前から醍醐帝の皇子にすることが予定されていたのかも知れない。

醍醐帝の皇子は、延喜十二年生れの長明（菅根女淑子腹）までは親王宣下され、第九皇子となつていたが、十四年生れの高明（源周子腹）からは臣籍降下され源氏になつていた。この路線のままで行けば、雅明も源雅明となることもあり得たと思われる。しかし、親王宣下があつて路線は修正され、次に生まれた寬明（穩子腹）以下の御子たちにも臣籍降下はなくなつてゐる。これは、雅明への醍醐帝皇子としての親王宣下を宇多法皇が強く望んだからとしか考えようがないのであり、醍醐帝はそれを受け入れたことになる。そして、延喜二十三年に東宮保明親王（穩子腹）が死去し、続けて立太子された子息の慶頼王も延長三（九二五）年に死去したために、寬明は雅明親王に続いて親王宣下され、立太子されている。雅明の親王としての出養は、微妙な形で皇位継承や賜姓源氏のあり方に絡んでいたことになるが、宇多法皇自身にこのような予測はなかつたと思われる。宇多法皇が親王宣下を強く望んだのは、ひとえにその母褒子への寵愛が篤かつたからであらう。

法皇の身なのに御子が出生したから自身の子とせず、母親の褒子への寵愛もあつて、醍醐帝の皇子として出養させたと

理解されるわけだが、問題は残っている。『本朝皇胤紹運録』や『尊卑分脈』などには、褻子を母とする御子として、雅明親王・行明親王のほかに載明親王を挙げているが、醍醐帝の養子になったとする記述は見られないのである。載明親王は、『日本紀略』寛平五（八九三）年十月十七日条に、「以無品載明、為今上親王」とあって、宇多帝在位中の出生で親王宣下されている。在位中の親王宣下なので問題はないものの、末子の行明親王の出生は、『貞信公記』延長三（九二五）年十二月九日条に「京極産男□」と記されているので、この間、褻子は三十数年に渡って三人の子を儲けたことになる。褻子の生年は不詳なので何とも言えないが、仮に十五歳で初子を儲けたとしても、末子は五十歳近辺での誕生となってしまふ。したがって、載明親王に関しては、『日本紀略』の記述か褻子を母とする系図類の間違いが想定できるが、可能性としては後者になろう。そうなれば、法皇の身なのに御子が出生したから、自身の子にしかつたとする理解で支障はなくなることになる。

宇多法皇は、雅明親王を寵愛したようであり、『醍醐天皇御記』延喜二十二年三月二十日条に「自院令公頼朝臣仰、雅明親王給、可預寛平親王列事」とあるように、年給³の³ことまで醍醐帝に依頼している。醍醐帝の第十皇子としてだと巡給を賜るのが遅くなるので、宇多院の皇子として年給を早く支給されるようにしたのであろう。宇多帝の子は二十人ほどだが、醍醐帝にはその倍ほどを数えるのである。実父ゆえの配慮であらうし、養父を都合よく使っていることになる。こうした宇多法皇なので、やはり縁組自体も要請した可能性があろう。当時は、出養しても養親との同居は前提とされなかったもので、雅明親王は実父とともに生活できたのである。『貞信公記』延長二（九二四）年三月六日条に「依召参入六条院、見十親王、有被物御馬」とあり、忠平はお召しがあつて、宇多院の住む六条院に参上して、第十親王雅明を見ている。その五日後には同書（以下も同じ）に「行幸六条院、御覧十親王、親王・公卿・殿上侍臣賜饗禄」とあり、行幸してきた醍醐帝も対面している。親王の居場所は、実父宇多法皇とともに六条院なのである。行幸の翌々日に、褻子は従二位に叙されていて、これは行幸の賞とともに、第十皇子の母としてのものであつたらう。

親王は、これ以降も六条院で生活していたらしく、初めて内裏に参内したのは八歳になってからであった。七歳までは実家にいる定めだったので、別に遅いわけではない。その様子は、延長五年二月十三日条に「十親王初参内裏、彼親王別当淑光朝臣、依院御消息昇殿、親王及陪従四位以下六位以上賜禄有差」とあり、親王家としての家政機関も設置され、紀淑光がその別当になっていて、昇殿を許されている。この参内にも宇多法皇は後見に努めたようであり、忠平に消息を送って差配している。翌年の閏八月十七日に法皇は石山寺に御幸したが、「京極御息所并童親王等扈従」（『扶桑略記』）とされているので、雅明親王も同道したことと思われる。

雅明親王は賢かったようで、延長四年十月十九日の宇多・醍醐の大堰川行幸に際して万歳楽を間違わずに舞ったことが『西宮記』『大鏡』『古今著聞集』『統教訓抄』など諸書に記されている。醍醐帝も感動したようであり、「行幸大井河、御舟泛河、法皇相共御之、十皇子奏舞、了賜御半臂、又殊聴帯劔、侍従以上賜禄、訖侍臣預之」とあるように、半臂を被け、特別に帯劔を許している。この帯劔のことは、これ以前の同年四月十六日の六条院行幸に際して、左大臣時平が奏請して勅許されなかったことが『西宮記』『臨時五・勅授帯劔』に記されているので、大堰川行幸では「殊聴帯劔」とされたのであろう。なお、十六日の六条院行幸では雅明親王彈琴のことが『御遊抄』に見える。『秦箏相承血脈』にもその名が挙げられているので、醍醐帝から伝授されたことになる。

出養しても実父とともに生活し、養父にも子として待遇されていたようで、その将来は楽しみだったと思われるが、しかし、十歳で早世することとなり、無品のままで生涯を閉じている。『日本紀略』延長七年十月二十三日条に「無品雅明親王薨〔年十、今上第十皇子、実法皇皇子〕とある。養父の醍醐帝は深くその死を悼んだようであり、錫紵を着したことが『小野宮年中行事』に記されている。

* * *

弟の行明親王は、先に示したように、五歳年少になる。兄と同じく二歳になって、延長五（九二七）年八月二十三日に

親王宣下されており、『貞信公記』に「后宮公主有御対面事、有亭子院親王号事、仍藤氏公卿奏慶」、『日本紀略』に「今上第十二皇子行明為親王」、『二代要記』に「無品、上総太守、延長五年八月二十三日為親王」などとある。異母兄の醍醐帝の養子となり、第十二皇子になったのである。

行明親王は兄にも増して身内の死に早くからあつており、四歳でその兄雅明親王、翌年の延長八年九月には養父の醍醐帝、さらにその翌年の七月には実父の宇多法皇を亡くしている。母褒子の没年は不詳である。この間以降、どこに居住したかはつきりしないが、通過儀礼の記録は残っている。『日本紀略』では、読書始めの儀が、承平三（九三三）年八月二十五日条に「無品行明親王、初読書於左少弁藤原朝臣元方、王公儒士陪座」とある。元方は文章得業生出身なので、その儀に当たったのであろう。承平七年二月十六日条には、「無品行明親王於東八条第加元服」とあり、十三歳で元服している。『花鳥余情』は「桐壺」巻で、臨席した重明親王の『吏部王記』を引用している。

同記承平七年二月十六日、与中務卿君詣東八条院、因行明親王今日加元服、先日被招之故也、右近少将良峰朝臣義方理親王髮、左大臣加冠云々、其左大臣女装加紅細長、賜鷹馬一、義方女装加童装束、

招待されていた重明親王は、異母兄の中務卿代明親王とともに東八条院に赴いている。東八条院は、八条大将と呼ばれた、時平男保忠の邸であろうか。ただし、保忠は前年の承平六年に死去している。誰の主催かもよく分からないが、保忠の弟顕忠女と行明親王は結婚しているので、顕忠かも知れない。また、加冠に左大臣仲平を要請しているところからすると摂政太政大臣の忠平になろうか。忠平だとすると、宇多法皇の実子として重んじたからであろう。理髪は良少将ともされる良峰義方で、『御遊抄』には、「諸客及諸大夫数十人唱歌」とあり、格式を整えた豪華な儀式になったと思われる。行明親王は、元服を終えた後に参内したようであり、『御遊抄』は先に続けて「十九日、親王参観内裏、即叙四品」と記している。二歳上の朱雀帝（寛明親王）は、正月四日に紫宸殿で元服したばかりであった。

雅明親王の場合は、宇多法皇が健在の内に年給が決まったが、行明親王はその兄の例に准じることが確認されている。

『本朝世紀』天慶元年十月八日条に次のようにある。

上卿不参、仍無政。今日太政大臣参入職御曹司被定行雜事。大納言平伊望卿着宜陽殿西廂座、召大外記三統公忠、仰云、四品行明親王、去延長五年八月官符備。件親王、今上親王所定如件者。而所司自延長六年、以件親王為寛平御後、載巡給簿行来久、不可追改。宜准故雅明親王例、從彼延長六年為寛平御後宛其年官者。即書件宣旨、統納已了。

やや分かりにくく、『大日本史料』第一編之六は、「延長六年是歳」に一部を載せて、「諸司誤リテ寛平御後トシテ巡給簿ニ載ス」としているが、これは誤りだろう。先に雅明親王の所で確認したように、「寛平御後」の方が醍醐帝の皇子としてよりも支給は早くなるので、行明親王にも同じ措置を講じたのであろう。しかし、引用部には示されていないが、その措置が実施されず、醍醐帝の皇子としての順になっていたのだと思われる。だから、改めて雅明親王の例に准じて、行明親王も「寛平御後」として「其年官」を宛がうように確認したのだと思われる。出養したために齟齬が生じていたことになる。

朱雀帝は天慶九（九四六）年四月二十日に讓位し、同母弟の東宮成明親王が村上帝として踐祚する。二十八日には大極殿で即位の儀があり、十月二十八日には一代一度の大嘗会の御禊が行なわれている。この間、多くの親王たちは故障と称して不参を決めこんでいたが、行明親王は精勤している。まず、褰帳の際の侍従に左の重明親王とともに右に奉仕している。しかし、即位式で、『吏部王記』には「右侍従四品行明親王不帶劔、違式也」、『貞信公記』には「今日違例事甚多者、不能具記、右親王不帶劔云」と記され、帶劔しなかったことを指摘されているが、これは故意ではなかったと思われる。違例が多いとされた即位式で参列した親王は左右の侍従となった二親王だけだったのであり、『外記日記』には「今日除殿上侍従之外、親王不参」とされている。三歳年下の村上帝は、こうした行明親王の奉仕を嬉しく思ったのであろう、六月二十一日の「万機之初」の日に、行明親王を召している。

行明親王は大嘗会御禊の日にも奉仕しているが、多くの親王たちは、事前に再三にわたって供奉するように使いが出さ

れても、やはり故障として奉仕しなかった。この事情を、『九曆』は次のように記している（人名を補った）。

先日所差定、式部卿（敦実親王）・彈正尹（元平親王）・兵部卿（元長親王）・中務卿（重明親王）・元利等親王也、而各申障由、爰或頻遣勅使、再三仰遣、而遂不可奉仕、仍又差仰太宰帥式明・常陸大守有明并件行明・章明親王、而式明・有明同之申障、仍只兩人奉仕之、

九条師輔は、行明と章明親王の二人だけが奉仕したとしている。招請されていたのは、陽成・宇多の親王たちになり、すべて村上帝よりも高齢であった。故障を理由としているが、含むところがあつたことは即位式にも参列しなかつたことから明白であろう。行明親王だけが精勤しており、早くに実父と養父を失っていたにもかかわらず、今日まであることに恩誼を感じていたのかも知れない。出養した皇子としてのけなげさを指摘できよう。なお、自身も腰痛により不参せざるを得なかつた重明親王は、『吏部王記』に「国家大事」と記し、奉仕したのは章明親王ではなく有明親王としている。すなわち、「其親王前常陸大守、上総大守扈從鳳輿」としているが、『貞信公記』には、「御禊、供奉大臣以下皆陪、但親王只二人奉仕、十二・十三也、余皆称障」とあるので、第十三皇子章明親王でいいのだと思われる。

行明親王は、天曆二（九四八）年五月二十七日に二十四歳で死去するが、『本朝皇胤紹運録』に拠ると、それまでに時平男の右大臣顕忠女と結婚し、後に源姓を賜つた重熙を儲けていた。母褒子の縁での結婚であり、親王は時平や忠平の庇護のもとにあつたことになる。異母兄との交渉も継続していたらしく、『後撰集』には次の歌が収載されている。

宇多院に子日せむとありければ、式部卿の親王を誘ふとて

故里の野辺見に行くと言ふめるをいざもるともに若菜摘みてん（春上・一〇）

この「式部卿の親王」は敦実親王であり、亡き父が住んでいた宇多院に一緒に出かけようと誘つた歌である。兄弟たちとの交流を思わせる歌になる。『後撰集』にはこの歌の他に、もう一首（雑三・一一三〇）あり、歌人でもあつたことを窺わせるとともに、兄と同じく音楽の才もあつた。先の御禊の日に行われた清暑堂御神楽で笛を担当したことが『御遊抄』

に記されている。早くに両父を失ったが、管弦や和歌の道に才を發揮し、母方の後見のもとに出養した皇子としての短い生涯を終えたことになる。

二 法皇の皇子たち―清仁親王と昭登親王―

続いて、同じく法皇を父として出生した清仁親王と昭登親王の異母兄弟たちの場合である。父は花山法皇で、祖父冷泉院の養子として親王宣下されている。その次第は後に見ることにして、出生に至る経緯が『栄花物語』に語られているので、まずこちらから見ていきたい。

花山院は、熊野などへの行脚を終えてすでに帰京し、東院（花山院）に居住している。東院は、伊尹室恵子女王（代明親王女）から女、九の御方を経て花山院に伝領されている。九の御方は、花山院の母懐子の妹であろう。

かかるほどに花山院、東院の九の御方にあからさまにおはしましけるほどに、やがて、院の御乳母の女、中務といひて、明暮御覽ぜしなかに、何とも思し御覽ぜざりける、いかなる御さまにありけん、これを召して御足など打たせさせたまひけるほどに、睦まじうなせたまひて、思し移りて、寺（花山寺）へも帰らせたまはで、つくづくと日ごろを過ぐさせたまふ。九の御方、わが見たてまつらせたまふをばさるものにて、世におのづから漏り聞ゆることを、わりなうかたはらいたく思されけり。今はこの院におはしましつきて、世の政を掟てたまふ。世にもいと心憂きことに思ひきこえさす。

（見果てぬ夢巻・一九一―二頁）

正暦三（九九二）年に位置する段である。曖昧な語られ方だが、花山院はオバの九の御方と男女の関係になってしまったのである。そして、さらに乳母子の中務とただならぬ関係になり、花山寺にも帰らず、東院に居座ってしまったという。気が咎めた花山院は、異母弟の弾正宮為尊親王と九の御方を結婚させ、自身は、またさらに中務の女にも関係してしまう。

かかるほどに中務が女、若狭守祐忠といひけるが生まれたりけるも、召し出でて使はせたまふほどに、親子ながらただならずなりて、けしからぬ事どもありけり。九の御方、いと心憂くあさましう思さるべし。あはれなる御有様なり。

(見果てぬ夢巻・一九四頁)

中務は花山院と関係する以前に、若狭守祐忠との間に女を儲けていて、その女も花山院と関係し、やがて、中務母子ともに、花山院の胤を宿す事態となっている。出産の次第は語られておらず、次に登場するのは、誕生後の親王宣下があったことを示す段になる。『栄花物語』では、寛弘三(一〇〇六)年に位置しているが、史実では寛弘元年のことになる。

院この宮たちの忍びがたくあはれにおぼえたまへば、中務が腹の一の御子、女の腹の御子二宮を、殿に申させたまひて、「これ冷泉院の御子のうちに入れさせたまへ」とある御消息たびたびあれば、殿、「あはれ、おぼろげに思ほせばこそ、かくものたまはすらめ、院におはしまさんからに、子のかなしさをしろしめすべからずはこそあらめ、われ苦しからぬことなり、などかあらざらん」とて、「うけたまはりぬ。今さらば事のよし奏しさぶらひて」など申させたまひつ。花山院は、冷泉院の一の御子、ただ今の東宮(三条帝)は二の宮、故彈正宮は三の御子、今の帥宮四の御子にぞおはしますかし。されば内裏に参らせたまひて、事のよし奏せさせたまひて、吉日して宣旨下させたまふ。親腹の御子をば五の宮、女腹の御子をば六の宮とて、おのおの皆なべての宮たちの得たまふほどの御封ども賜らせたまふ。国々に御封ども分ちたてまつらせたまひて、宣旨下りぬるよし、殿より院に申させたまへれば、物にあたらせたまひて、御使に何をも何をも取り埋み被けさせたまふ。御使帰りまありたれば、殿おはしまして、「ものよかりけるまうとかな。いみじう多く物を賜りたる」とぞ笑はせたまひける。

(初花巻・三七六―七頁)

右の段で、花山院の御子が冷泉院の養子となつて親王宣下されたことを語っている。中務腹の長子が冷泉院第五皇子、中務女腹の次子が第六皇子になつたとされているが、ここで、親王たちの母親について整理しておきたい。第五皇子は昭登親王、第六皇子が清仁親王だが、その母は逆のようだからである。まず、『本朝皇胤紹運録』と『尊卑分脈』は同じなので、

後者から引用すると次のようにある。

清仁親王——彈正尹、從四位上、母昭登親王祖母、若狭守平祐之女、冷泉院擬子。

昭登親王——四品、中務卿、母御匣殿別当平子。若狭守平祐忠女。

これに拠れば、第六皇子清仁親王の母が中務で、第五皇子昭登親王の母が女の平子になる。ここでは平子は御匣殿別当である。また、『権記』寛弘八年九月十日条には、次のようにある。

退出三条宮「両親王在所」、左宰相中将同被參、相遇御匣殿「御匣殿是中務也、六親王母、於五親王祖母、又繼母也」、亦奉謁両親王、退參鴨院、

親王たちとの母子関係は『尊卑分脈』などと同じだが、ここでは中務が御匣殿になっている。『権記』か『尊卑分脈』のどちらかの間違いか、中務の後を継いで平子もその別当になったのかにならう。前者の場合だと、『権記』の母子取り違えか、あるいは逆に『尊卑分脈』が「母御匣殿別当女平子」の脱と考えることもできる。母子ともに寛弘八年までしかその存在は確認できないので、御匣殿に関しては何とも言えない。

親王たちとの母子関係は『栄花物語』の取り違えとするのが通説であり、その通りであろう。信憑性からいって『権記』が高いのであり、「親腹」が第六皇子清仁親王、「女腹」が第五皇子昭登親王となる。出生の時期は、『栄花物語』では同時期とされているが、清仁親王は一、二年遅れるとするのが通説である。『日本紀略』長元八（一〇三五）年四月十四日条に、「中務卿四品昭登親王薨〔年三十八〕とあるので、昭登親王の生年は長徳四（九九八）年になり、宣下の時点で七歳であった。清仁親王の没年は、長元三（一〇三〇）年だが（『小記目録』）、生年未詳である。やはり昭登親王より一歳ほど下とみるのが素直ではないかと思われる。

『栄花物語』の両親王に対する記述は以上だが、それにしても出生に至る経緯はかなり詳細に語られていたと言えよう。これは親王たちの母であり、祖母であった中務を重んじていたからであろう。しかし、重んじていたとしても、ここまで

詳細な語りが必要であったとは思えない。中の関白家の衰退と道長家の興隆を語る巻八の「初花」巻では、「このあたり、花山院関係の記事が集中しており、そのことが作品の時間を乱したのか」（新全集頭注三七七頁）とされているが、中務への言及は丁寧過ぎよう。ここで想到されるのが、この中務は、宇多帝に寵愛された伊勢の女、歌人（中務）の曾孫ではなかったかとする稲賀敬二氏の仮説である。それはこの中務が、花山院乳母や平子とは、ともに養親子関係だったとする仮定に拠っており、実証的に説明されているわけではない。しかし、（中務）の娘は伊尹と結ばれており、花山院の母は伊尹女懐子なので関係は近いのである。この説の蓋然性の検討を行なう余地はないが、別の角度からすれば、中務を語ることは伊勢を顕彰することに繋がったのではなからうか。『栄花物語』続編の作者と目される出羽弁は伊勢を重んじていたし、⁽⁶⁾『狭衣物語』では『伊勢集』引用が多いのである。親王たちの母であり祖母である中務が、当時尊崇されていたと思われる。伊勢の末裔になれば、その名を語ること自体に意義があったことになるが、これは妄想になるかもしれない。

さて、親王たちの素姓を確認したうえで、改めて冷泉院の皇子になった次第を見ていきたい。この件は、『日本紀略』寛弘元（一〇〇四）年五月四日条に次のようにある。

以冷泉院皇子昭登・清仁為親王。実華山院御出家之後産生也、

史書では、父出家後の出生なので、祖父の子にしたとする理解になる。前節で検討した雅明親王と行明親王の場合に似ている。これは異母兄との養子縁組であったが、昭登親王たちの場合は祖父との縁組になる。期日は四日になっているが、『御堂関白記』では二日になっており、これが正確であろう。前後を引用すると次のようである。

四月二五日——乗帥宮御車、參冷泉院、華山院奏宮達二所御名字、可被為院宮也、即被奏内可親王宣旨下由、

五月 二日——華山院宮達可為親（王脱）宣旨、実成朝臣来仰云、依有被申院、雖不宜母、被下宣旨、泉冷院五六宮者、

五月 三日——以举直朝臣令申事由彼宮、有禄、

養子になった皇子たち

道長は四月二五日に、帥宮敦道親王と同車して冷泉院に向い、花山院に対面している。用件は、「宮達」を冷泉院の皇子として出養させるために新たな「名字」が必要となり、それを奏上するためであった。そして、親王とする宣旨が下るように帝にも奏上している。『栄花物語』では、花山院から道長に「これ冷泉院の御子のうちに入れさせたまへ」とする依頼があったとされており、それを裏付けるのが、「依有被申院」になる。この「院」は花山院である。花山院からの申し入れで親王宣下に至ったわけであり、先例として雅明親王などの例があつたことは間違いない。道長は、母の素姓がよくないと思つたが、花山院からの申し入れであることよつて、宣旨を裁可している。女房階級が生んだ御子を親王にするのは、平安時代初期ならいざ知らず異例の措置になる。

実際に、宣旨が下つたのは二日だが、道長はその場に居合わせていない。三日に挙直朝臣からその様子を聞くに留まつており、その詳細は未詳である。ここで想定されるのは、この日に着袴(8)も行なわれたのではないかとということである。今井源衛氏(9)は親王宣下以前に着袴があつたとされているが、よく分からない。出生した時点で、宮たちの将来の処遇を思案したはずであり、それはつきりするまで着袴は延引されていたのではないかと思われる。着袴は養子縁組の場になること(10)があり、冷泉院の皇子としての宣旨が下ることは、養子縁組の成立になる。着袴年齢は、三歳から七歳までの間に行なわれることが多いので、この時点での昭登親王七歳は適合しよう。仮説として、親王宣下の日に併せて着袴も行なわれ、新たな名字が付けられたのだとしておきたい。

次に、この親王宣下の背景を考えておきたい。臣籍降下させるのが妥当な母親の素姓になるが、それをしなかつたのは花山院への配慮になろう。花山院の経済状況がよくなかつたことは『栄花物語』でも語られており（見果てぬ夢巻・一九二、一九六頁）、新全集頭注（一九二頁）では「花山院の年官年爵による叙任の事例は、長徳二年（九九六）が初見（小右記・正月十日）」と指摘している。こうした状況なので宮たちへの経済的支援を大きくするためにも、臣籍降下ではなく親王宣下が選択されたのかも知れない。

また一方で、臣籍降下させると、源氏として将来の台閣を担う存在になる可能性があり、それを忌避したことも想定できよう。かつては左大臣源兼明が邪魔になり親王に復帰させた事例があったが、時代は「将来邪魔者となる可能性のあるものをつくりだすような賜姓ということは、これをなるべく避けるように」⁽¹¹⁾する傾向になっていた。親王にすれば、安心なのであった。

誰を養親にせよ親王としたことは、結果的に後に幸いとなっていた。寛弘元年の時点で親王はわずかしかなかったのである。現東宮居貞親王（三条帝）の他にいるのは、為尊親王はすでに死去しているので敦道親王と、定子所生の敦康親王の二人だけなのである。儀式挙行の際、親王たちが果たさなければならぬ役割も多く、親王がいなければ不例になってしまうのであり、それを避けようとするのが常識であった。親王の数は、この後、三条帝即位で問題になり、そのことは昭登親王たちの元服が取り沙汰される次第で明らかになっている。続いて、その元服の次第を確認しておきたい。

* * *

元服の儀は、寛弘八（一〇一一）年八月二十三日に行なわれたが、花山院はすでに寛弘五年に崩じていた。また、この六月二十一日に一条院も崩御しており、諒闇中であった。それにもかかわらず、元服の儀を行なおうとしたので少々の物議をかもししている。『小右記』寛弘八年七月一日条に次のように記されている。

① 去月廿七日公誡朝臣云、故華山院宮達御元服八月廿三日者、天下大事間、密々可被行之由相示畢、亦仰可從侍從中納言指歸之由、

② 今日重来云、上達部祿必可儲乎者、加冠・理髮人外、納言二人・參議二人祿許令儲、有何事乎、抑隨被日狀可左右之由仰之、殿上人祿不可設、同仰其由、

③ 入夜重来云、案内触拾遺納言、答云、御元服事有何事乎、但院崩給之間如何、被尋前例被行可宜欵、但密々被行又有何事、有御元服者、被奉仕御即位威儀役、依其事被奏叙位品事、有便宜欵者、

養子になった皇子たち

④余云、院崩給間、御四十九日内不可有也、過御忌之後、密々被行、可無事難欵、重喪人非無元服例、「葬送日元服其例多云々」、何況論実不坐服親、但入給冷泉院御戸、仍可申從父兄弟、其服七箇日欵、可無事忌者也、抑拾遺納言親昵人也、又洩申左相府、可被隨氣色由相示又畢、

⑤天下巨細雜事只在左府之一言、

分節してみたが、まず①は、花山院の宮たちの元服について平公誠から相談されたことの記録である。大納言実資は、諒闇中という「天下大事間」において、元服は「密々」に、すなわち内々に行なわれるべきこと、侍從中納言行成が指揮・指図すべきことを示していた。②は、その平公誠が重ねて来訪し、元服の際の禄を上達部に出すべきかどうかを尋ねている。実資は、加冠と理髪の役、及び納言二人・参議二人ばかりに禄を出しても問題はなく、その日の状況によって決めるべきだが、殿上人には不要と答えている。

③は、同日夜にまた来て、行成の回答を伝えている。行成の考えは、元服の儀があっても問題はないが、一条院崩御の忌の期間に適當かどうか前例を調べるべきである、しかし、内々なら問題は無いとしている。また、元服が行なわれれば、「御即位威儀役」に親王たちが奉仕できるので、そのためにも叙位・叙品の奏上を計るべきだろうとしている。「権記」にこの間のことは記されていないが、行成は、現在の親王たちの数を確認し、三条帝即位に際して威儀の侍從役になる親王が足りないことを案じていたのである。行成らしい行き届いた読みであり、それを見越して諒闇中の元服に賛成しているのである。そして、即位にあたって、昭登・清仁両親王が侍從役に割り当てられることになる（後述）。この事態は、奇しくも行明親王と同じ役回りになったのである。出養した親王が、他の親王たちの不参か不在のなかで、威儀の侍從役になるのである。

④は、実資の考えである。四十九日過ぎまではよくないが、それを過ぎて内々に行なわれれば問題はなからうか。重喪の人の元服例はないことはなく、今回は親の喪に服するわけではないので論ずるまでもない。ただし、両親王は「冷泉院

御戸」に入っているのです、その子になっており、一条院とはイトコの関係である。服喪は七日になるうか、事忌はないだろうとしている。そして、行成は真面目な人であり、道長に洩らしめてその判断に委ねるのがよからうとしている。前半は実資の理屈だが、行成の判断に納得せざるを得なかったのである。また、この発言部分は、親王が養子縁組される場合でも、養親の「戸」に入ることが示されており、貴重であった。最後の⑤は、大事も小事も道長の一言で決定される風潮を嘆じたものになる。

両親王の養子縁組は、皇位継承の儀式に絡んできているのであり、まずは即位式を前にして元服の儀が必要になったのである。八月十八日になって、両親王の加冠役が実資に要請され、「公成（誠力）朝臣来、陳花山院親王達御元服事、乍両官（宮）以予可為引入者、此事有前例之故也、延喜之間事也」と記している。さらにその翌日には、道長の命によって懐平から、養子になっていた、大納言道綱の男兼経の元服加冠も要請されてしまう。道長は同日を狙ったわけであり、親王元服が「申時（午後四時ごろ）」と知った上で、兼経の時間を「亥時（午後十時ごろ）」に設定していた。実資としては困惑の限りであり、「一日両度役未聞事也」としたうえで、当日は即位式にあたっての悠紀・主基の行事を定める日になっており、故障を理由に不参できないことで悩んでいる。道長は、念をいれて元服前日にも実資に招請の使いを出している。実資は、「一日両度役」をこなすことになるが、その次第は割愛したい。

続いて威儀の侍従が決定された次第を見ておきたい。同八年九月十日であり、『御堂関白記』『小右記』『権記』などに記録されているが、『権記』から略記しておきたい。

左大臣被定申御即位日侍従等、先令藏人頭道方朝臣奏云、欲定申御即位侍従等、可候威儀親王、以無品非可差定、當時所候、華山院両親王共是無品也、又當時第一皇子可奉仕歟、先日略有承案内之事、隨仰可左右、勅命云、一皇子未為親王、以両親王等叙品可令供奉、重令奏叙品可令供奉者可奉仰、（以下略）

藏人頭道方は、御即位の日の侍従を決めたい、威儀の侍従になるべき親王は無品では不都合で、花山院両親王はまだ無品

であるから、三条帝の第一皇子敦明親王がその役に奉仕すべきか、仰せに従いたいと奏上している。威儀の侍従供奉者に問題があることが公事場で確認されているのである。道方は敦明親王を推していたが、勅答は、まだ親王宣下もしていないであった。両親王しか担当者はいなかったのであり、即日四品に叙されて奉仕することが決定されている。三条帝即位の儀があつて、始めて両親王叙品が可能であつたのであり、そうでなければ無品のまま据え置かれる事態もあり得たのである。「即位侍従左四品昭登親王、右侍従四品清仁親王」が決定されたのであつた。両親王は、慶申のため九月十七日に参内している。

昨日「戊剋」、故院宮達参内、於射場令奏慶賀訖、「其道経敷政門并南階下云々」、即被聴昇殿、依召参御前、候又廂、以菅円（座脱力）為座、暫可令退下、中納言隆家・行成、参議経房等相従親王云々、候御前之間、左大臣候御帳辺云々、資平所談、

〔小右記〕九月十八日条

昭登親王と清仁親王は二人揃つて参内し、射場殿で慶賀を奏し、昇殿も許され、御前に召されている。しかし、十月十一日になって、『御堂関白記』に「親王昭登依申障、以左近中将教通為代」と記される事態になっている。昭登親王の「障」の理由は不明だが、威儀の侍従役には清仁親王だけが奉仕することになつたのである。

即位式は十月十六日に、左侍従昭登親王の不参や多少の違例があつたものの、滞りなく挙行されている。その次第は『権記』で窺うことができるが詳細はこれも割愛したい。ただ、行成は加冠して威儀役に備えたまだ十一、二歳の清仁親王に注目しているので、その部分を引用しておきたい。

此親王雖在少年、只以加冠備此威儀、進退中度、其礼畢之音甚以高朗、響撤鸞殿之中、聴及龍尾之外、上下見聞之者莫不感歎、勲賞有余、勅賜佩劔、

この前後には目に付いたり指摘されたりした清仁親王の仕儀について記されているが、それがあつても美声で人々を感歎させたのであつた。その賞によって三条帝は佩劔を賜っている。光栄の思いに満たされたであろうことは間違いない。

この後の両親王は、これまでの通り二人で生活したようである。『小右記』でたどっておきたい。まず、邸宅の焼亡に合っており、寛弘九年十一月六日に「華山院親王家焼亡事」（『小記目録』）があり、さらに長和二（一〇一三）年四月二十五日条には、「丑剋許故華山院宮達家焼亡、「三条」とある。翌年の五月十一日条には、「外記公資申云、；華山院両親王被籠坐北山辺云々、不能申通者」と記されている。北山辺でひっそりと二人で暮らしていたらしい。しかし、栄誉なこともあつたようで、長和五年正月十三日条には、一条院行幸に奉仕するように依頼されていた。また、翌二月七日は、「臨還御時資平伝仰云、可聴勅授於昭通（登）親王者、余云、未着座人、難仰下彈正、内々令申撰政、仍被改仰中納言俊賢、清仁親王初御即位被聴勅授」と記されている。寛仁三（一〇一九）年三月五日には、小一条院の子女の養子縁組に際して引き合ひに出されているが、この点は次に扱うことになる。万寿元（一〇二四）年正月二十六日には、両親王とも巡給を賜っている。同年十二月十六日条には「花山両親王年来入定」とあり、以前から出家していたらしい。同日条には妹が殺害された記事も載せられている。万寿四年二月二十八日には、また火災にあつており、「亥時許四条大路北辺油小路西頭焼亡、此中兵部卿親王家焼亡云々」とされている。悲喜こもごもだが、長元三（一〇三〇）年七月七日に彈正尹清仁親王、同八年四月に昭登親王がそれぞれ亡くなっている。

なお、清仁親王は、『後拾遺集』の歌人であり、その子孫は神祇伯を継承していくことになる。子の延信王は、『康資王母集』の康資王母が室であり、伊勢大輔の女であつた。康資王自身は、祖父清仁親王の養子になっており、『本朝皇胤紹運録』には「実延信男。神祇伯。右京権大夫。寛治四九廿卒。母筑前守高階成順女」と記されている。

（続く）

*史料の引用は、『貞信公記』『九歴』『御堂関白記』『小右記』が大日本古記録、『吏部王記』は史料纂集、『歴代宸記』『権記』は増補養子になった皇子たち

史料大成、『御遊抄』は統群書類従、『本朝皇胤紹運録』は新校群書類従、その他の史書は新訂増補国史大系と新訂史籍集覽、『後撰集』は新日本古典文学大系を使用した。

注

- (1) 角田文衛氏「尚侍藤原淑子」(『平安人物志 上』角田文衛著作集5、法蔵館、一九八四年五月)
- (2) 林陸明氏「賜姓源氏の成立事情」(『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九年九月)
- (3) 年給に關しては、時野谷滋氏「律令封祿制度史の研究」(吉川弘文館、一九七七年八月)、安田政彦氏「平安時代皇親の研究」(吉川弘文館、一九九八年七月)などを参照したが、本稿の以下の記述については、ご批評を乞う。
- (4) 今井源衛氏「花山院の生涯」(桜楓社、一九六八年七月)
- (5) 稲賀敬二氏「三十六歌仙の女性中務」(新典社、一九九九年四月)
- (6) 加藤静子氏「かけまくも思ひそめてし君なれば……」——『栄花物語』続編の出羽弁——(『王朝女流文学の新展望』竹林舎、二〇〇三年五月)
- (7) 拙稿「頼通の時代と『狭衣物語』」(『日本古典文学史の課題と方法——漢詩 和歌 物語から説話 唱導へ——』和泉書院、二〇〇四年三月)
- (8) 着袴については、堀淳一氏「袴着」覚え書き(『王朝文学研究誌』11、二〇〇〇年三月)、服藤早苗氏「平安王朝社会の着袴」(『生育儀礼の歴史と文化』森話社、二〇〇三年三月)、同「通過儀礼から見た子どもの帰属——平安中期を中心として——」(『縁組と女性』シリーズ比較家族3、早稲田大学出版会、一九九四年三月)などがある。
- (9) 注(4)に同じ。
- (10) 拙稿「明石姫君の袴着」(『源氏物語の鑑賞と基礎知識 薄雲・朝顔』至文堂、二〇〇四年四月刊行予定)
- (11) 藤木邦彦氏「皇親賜姓」(『平安王朝の政治と制度』吉川弘文館、一九九一年三月)